

大田区M I C E 推進会議設置要綱

平成 30 年 9 月 3 日
30 観観発第 10552 号区長決定

(設置)

第 1 条 区内の施設及び会場を使用するM I C E の誘致による区経済の活性化に向け、関係者（産学公民）一体によるM I C E 推進を図るため、大田区M I C E 推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) M I C E 推進の方針・施策・具体的な取組等に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項の見直しに関すること。
- (3) その他M I C E 推進に当たり必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 15 人以内の委員をもって構成する。

- (1) 観光・産業関係者
- (2) 有識者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集及び会議)

第 6 条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費)

第 7 条 委員に対する報償費は、予算の範囲内で次に掲げるとおりとする。

(1) 会長 日額 22,000 円

(2) 委員 日額 15,000 円

(庁内連携)

第8条 推進会議は、大田区MICE推進庁内検討会議その他の関係機関及び関係部局と連携し、及び協力し、MICE推進の円滑な実施を図る。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、観光・国際都市部観光課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 平成32年3月31日以前に委嘱された推進会議の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日までとする。